



東かがわ市一般廃棄物処理基本計画

【概要版】

令和7年3月

東 か が わ 市

01 計画の策定にあたって

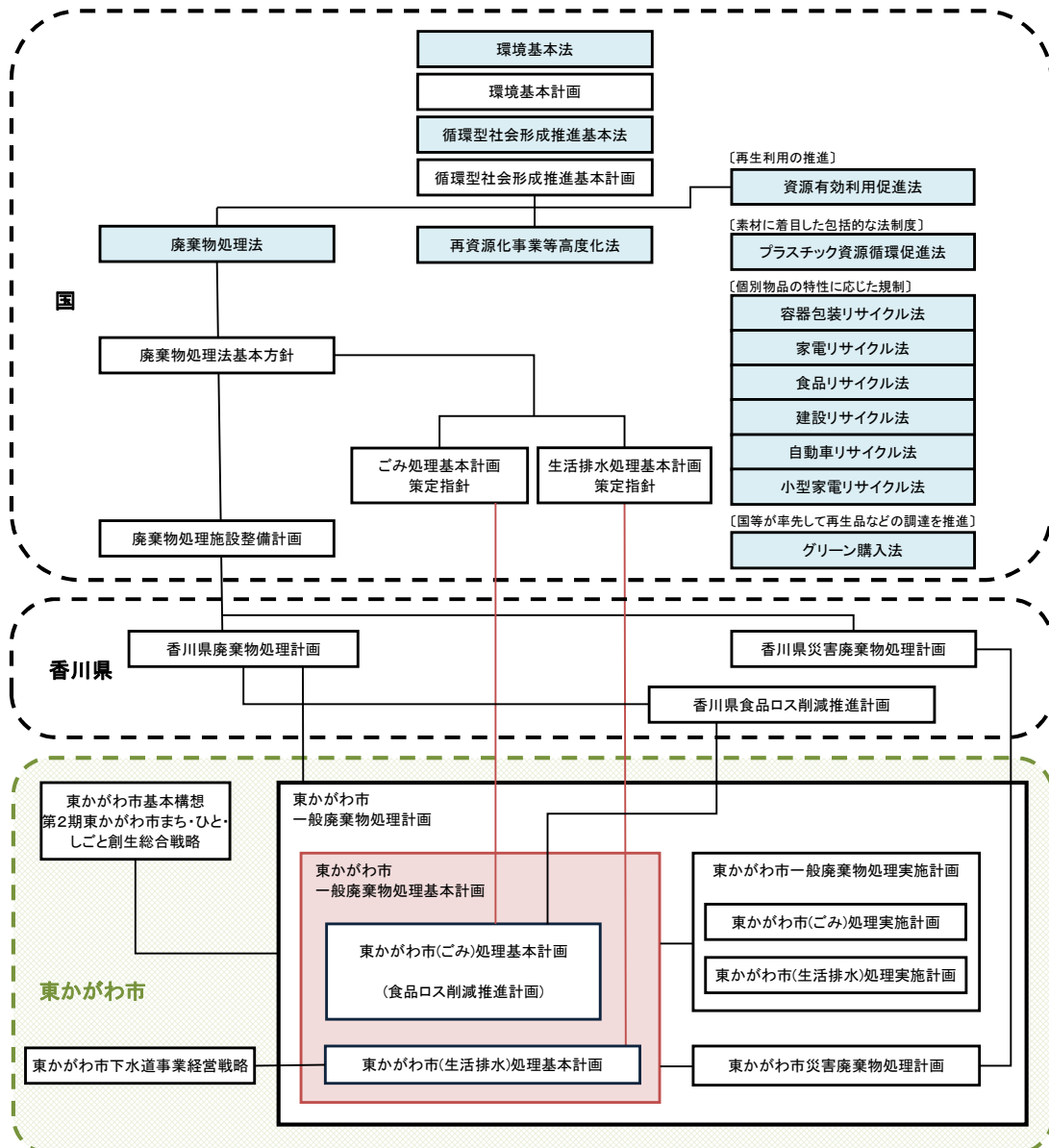
◎計画の趣旨

東かがわ市（以下、「本市」という。）では、循環型社会形成推進基本法に定める基本原則を踏まえ、廃棄物の発生・排出抑制、循環的な利用の推進、適正処理の推進の観点から、**本市における循環型社会の構築を目指した施策に取り組んでいくための指針**として、「東かがわ市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を平成27年3月に策定し、令和3年3月に見直しを行いました。

本計画は、現計画が令和6年度に計画目標年度を迎えることから、**社会経済情勢を踏まえた見直し**を行い、**令和7年度から令和16年度までの10年間の計画を策定する**ものです。

一方、生活排水処理についても、人口減少や公共下水道の整備が進められる等の変化が生じていることから、これら生活排水処理施設の整備状況について調査、整理し、各種関連計画等を勘案しながら、今後の方策を検討します。

◎計画の位置付け

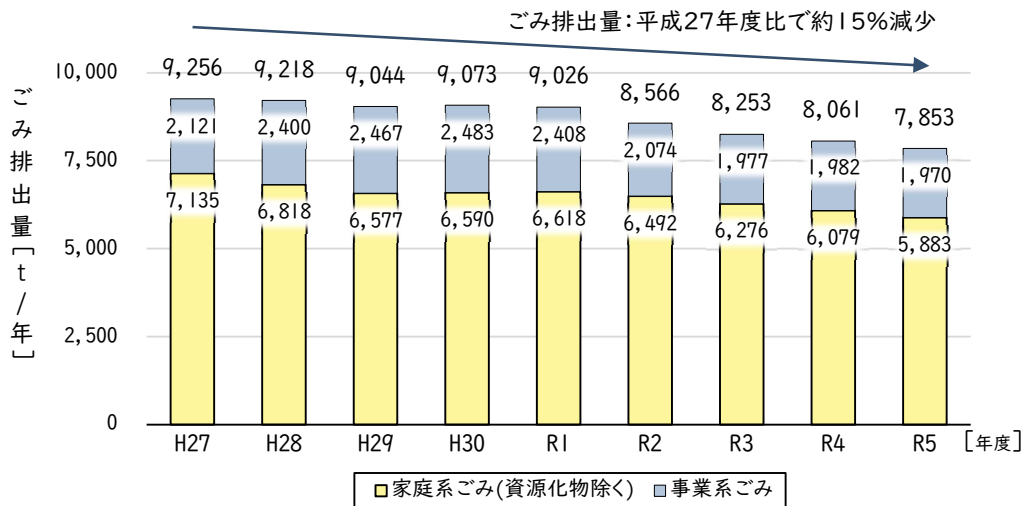


02 ごみ処理の現状

◎年間ごみ排出量の推移

本市のごみ排出量の実績値を示します。ごみ排出量は、平成27年度のごみ処理基本計画策定時は9,256 tですが、令和2年度（中間目標年度）には8,566 t /年、令和5年度には7,853 t /年と減少傾向で推移しています。

◆年間ごみ排出量の推移

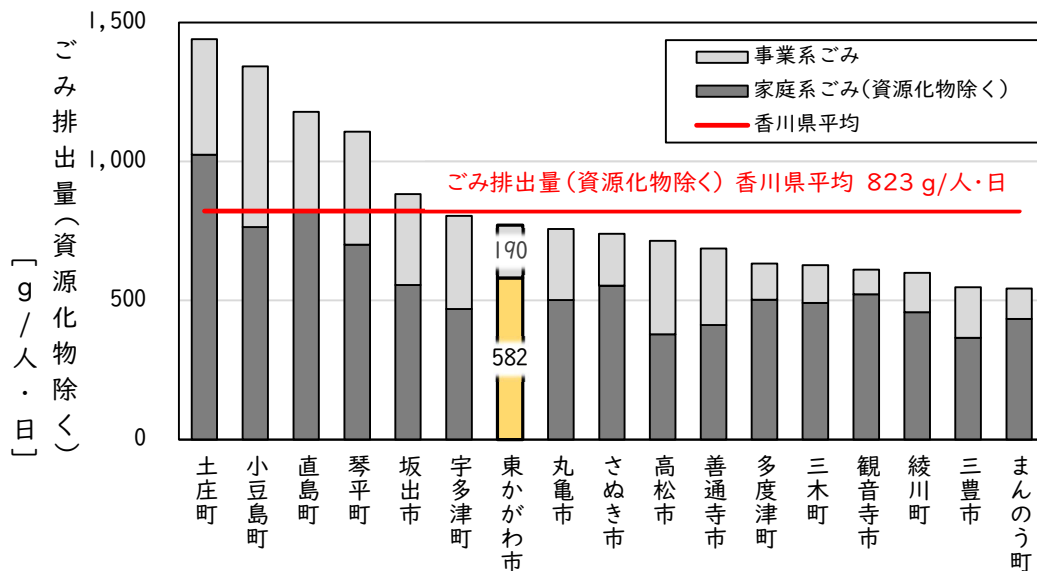


※ごみ排出量：家庭系ごみ（資源化物除く）＋事業系ごみ

◎1人1日当たりのごみ排出量

本市の令和4年度実績値（一般廃棄物処理実態調査結果）による香川県内市町との比較結果を示します。1人1日当たりのごみ排出量（資源化物除く）は、香川県平均値より少なく、家庭系ごみ量は他市町と比較してやや多い結果となっています。

◆1人1日当たりのごみ排出量比較結果



03 基本理念と基本方針

◎基本理念

みんなで実現しよう 循環型社会

【みんなで実現しよう】 市民・事業者・行政それぞれが責任と役割を果たし、ごみ問題の解決に向け、みんなで考え、そして実現していく協働社会を実現します。

【循環型社会】 ごみは、きちんと分別して排出し、出されたごみは計画的に収集運搬します。収集運搬したごみは適正に中間処理し、資源回収・エネルギー回収を積極的に行い、利用できない物だけを適正に処分します。2021年には、本市の二酸化炭素の排出量を2050年までに実質ゼロとすることを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行いました。目標の実現に向けて、市全体で3R+Renewableの概念に基づいた取り組みを段階的に進めていきます。こうした取り組みを継続することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する社会を形成します。

※3R+Renewable（スリーアール プラス リニューアブル）とは、従来の3R（Reduce・Reuse・Recycle）に加え、再生可能資源を利用する考え方です（Renewable）。再生可能資源利用（リニューアブル）の例としては、石油由来のプラスチックではなく、再生可能な資源で作られたプラスチック（バイオマスプラスチック等）を利用する取組が挙げられます。

◎基本方針

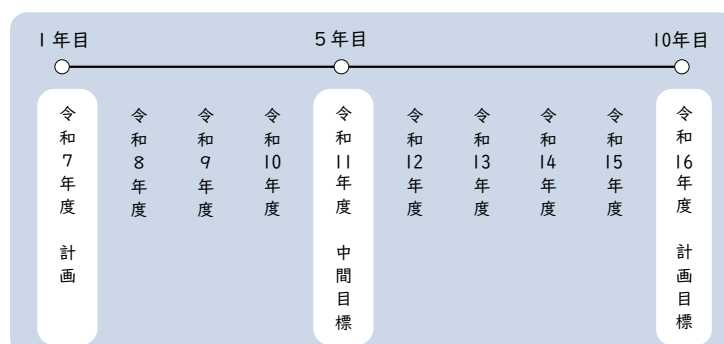
基本理念に基づき、本計画の基本方針を次のとおりとします。

- ① ごみの発生・排出抑制
- ② 循環的な利用の促進
- ③ ごみの適正処理の推進

◎計画の期間

計画の期間は、令和7年度から令和16年度までの10年間とします。

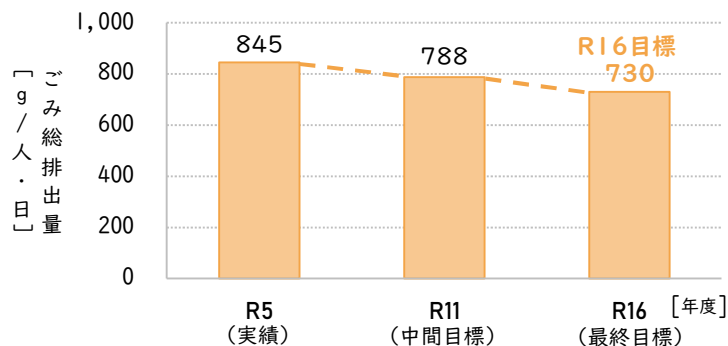
本計画の見直しは、概ね5年ごとに行うことを基本とします。なお、国における廃棄物行政などの上位計画や社会経済情勢の変化、施設整備事業の進捗状況などに応じ、適宜見直しを行うものとします。



04 ごみ処理の目標

本計画で定めた目標値を示します。

◆1人1日当たりのごみ総排出量目標



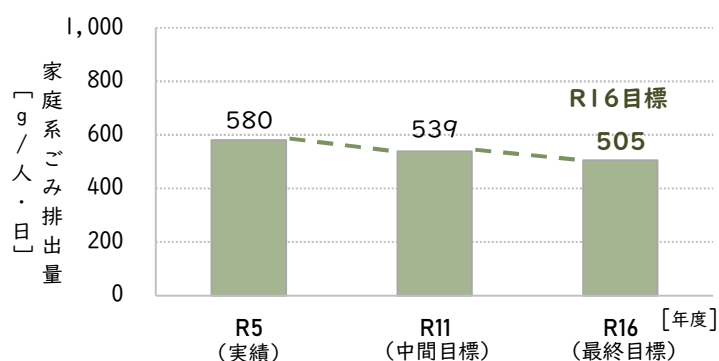
市民1人1日当たりごみ総排出量を
令和5年度比で約14%削減

R5より
115g/人・日
削減

※ごみ総排出量＝家庭系ごみ＋事業系ごみ＋集団回収

※人口は住民基本台帳3月末人口を使用している。

◆1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源化物除く)目標

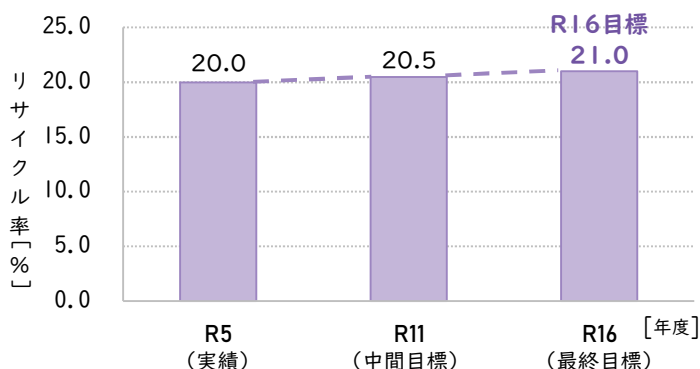


市民1人1日当たり家庭系ごみ排出量を
令和5年度比で約13%削減

R5より
75g/人・日
削減

※人口は住民基本台帳3月末人口を使用している。

◆リサイクル率目標



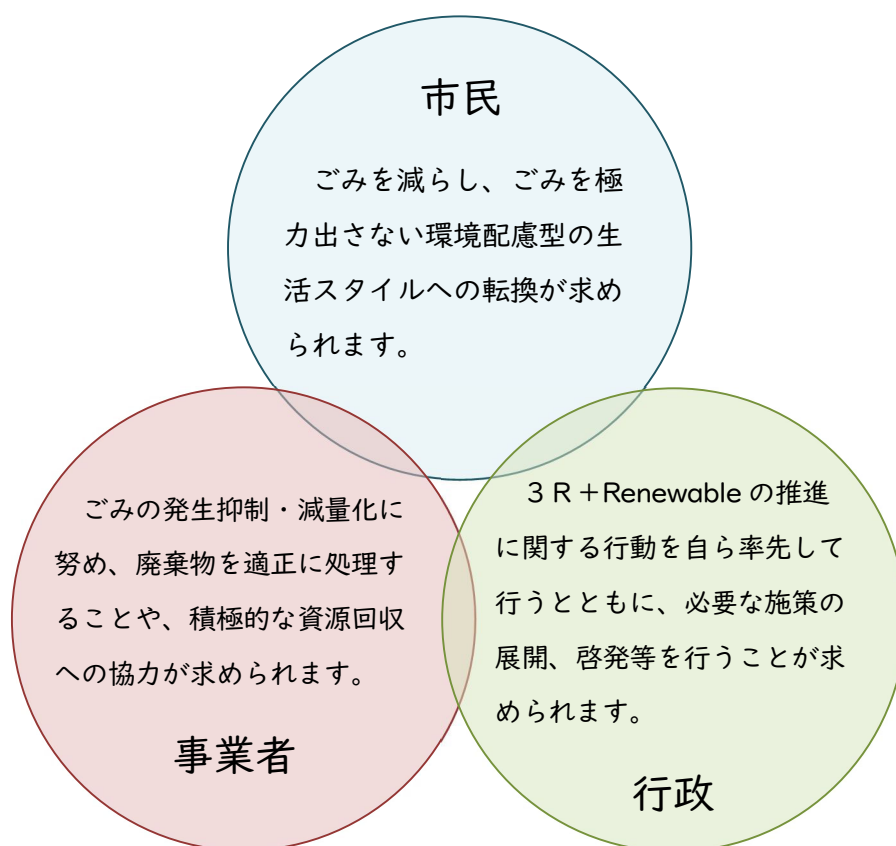
リサイクル率を
令和5年度比で約5%増加

R5より
1ポイント
増加

05 ごみ処理の基本施策

資源循環型社会の構築を推進するために、市民・事業者・行政の三者が一体となって、3 R +Renewable「リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）・リニューアブル（再生可能資源利用）」を推進することが求められます。そこで、それぞれの立場での責任と役割を認識し、実行していくこととします。

◎市民・事業者・行政の役割



◎ごみの排出の抑制・減量化のための施策

環境教育・普及啓発

ごみの減量化や消費者が人や環境に配慮した消費行動を普及啓発するため、広報紙等の配布や市公式アプリによる周知を行います。

行政による発生抑制・再生利用の促進

市自らが率先して、グリーン購入法に基づく物品の購入や再生品の利用、デジタル化を推進することにより、廃棄物の減量化・資源化に努めます。

生ごみの減量化

生ごみの減量化を推進するため、生ごみ堆肥化容器等の補助金制度を継続して行います。

食品ロスの削減

食べきれる量を購入し、食べ残しをなくすなど食品ロスの発生抑制につながる食生活の普及啓発を行います。

◎ごみの分別・資源化のための施策

集団回収活動への支援

資源リサイクル活動を行う団体に対し、資源リサイクル活動奨励金の交付制度による支援を継続して行います。

組合及び組合構成市町との連携

香川県東部清掃施設組合及び組合構成市町（東かがわ市、さぬき市、三木町）と連携し、資源化を推進します。

◎その他の施策

溶融スラグの利用拡大

香川県東部溶融クリーンセンターにおいて発生する溶融スラグは、溶融スラグ入り合材の使用による工事評価点の加点等により、利用拡大を促進します。

高齢化社会に対応した環境整備

高齢化社会に対応した環境整備に関係部署と連携を図りながら検討を行っています。

海洋プラスチック対策

定期巡回や啓発看板の設置により、ポイ捨て禁止の普及啓発を継続して行っています。

災害廃棄物対策

災害廃棄物処理基本計画の適正な運用を行い、関係機関との情報連絡体制を確保し、他自治体との相互支援体制を強化していきます。

06 生活排水処理の現状

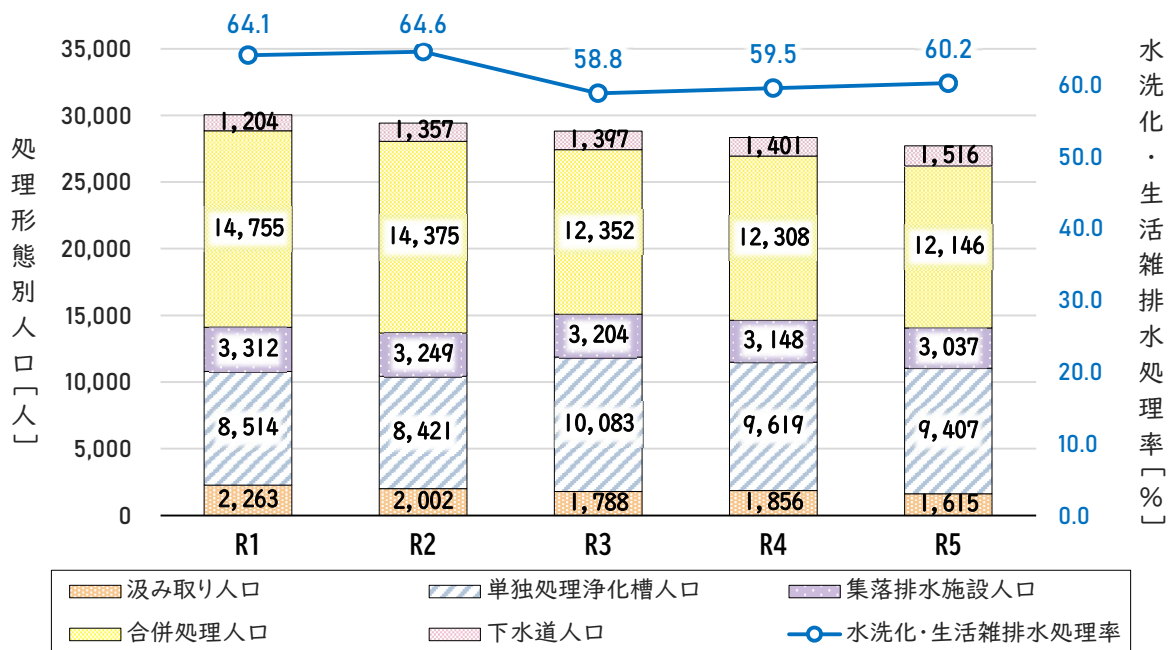
◎生活排水処理形態別人口の推移

本市の生活排水処理形態別人口を示します（令和元年度～令和5年度）。

水洗化・生活雑排水処理人口は、令和5年度16,699人（総人口に対する割合約60.2%）となっており、水洗化・生活雑排水未処理人口（単独処理浄化槽人口）は9,407人（総人口に対する割合約34.0%）となっています。一方、非水洗化人口（汲み取り人口）は、1,615人（総人口に対する割合約5.8%）となっています。

◆生活排水処理形態別人口

年 度	計画人口※1	水洗化・生活雑排水処理人口				下水道割合	水洗化・生活雑排水処理率	水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	非水洗化人口 (汲み取り人口)
		下水道	合併処理浄化槽	集落排水施設	計				
R1	30,048	1,204	14,755	3,312	19,271	4.0%	64.1%	8,514	2,263
R2	29,404	1,357	14,375	3,249	18,981	4.6%	64.6%	8,421	2,002
R3	28,824	1,397	12,352	3,204	16,953	4.8%	58.8%	10,083	1,788
R4	28,332	1,401	12,308	3,148	16,857	4.9%	59.5%	9,619	1,856
R5	27,721	1,516	12,146	3,037	16,699	5.5%	60.2%	9,407	1,615



※1 計画人口：住民基本台帳3月末人口（廃棄物処理実態調査人口）

※2 令和3年度に集計方法を見直しているため、水洗化・生活排水処理率が減少しています。

※3 単独処理浄化槽人口及び汲み取り人口は、計画人口と整合図るために、補正を行っている。

07 生活排水 整備基本方針

- 01 引き続き補助金制度により合併処理浄化槽の設置を促進します。
- 02 公共下水道は、未接続の世帯に早期利用を促す環境を整え、速やかな接続を誘導します。
- 03 し尿、浄化槽汚泥の処理施設の整備・運営は、大川広域行政組合にて行っていくものとし、構成団体として協力・支援します。

08 生活排水処理の目標

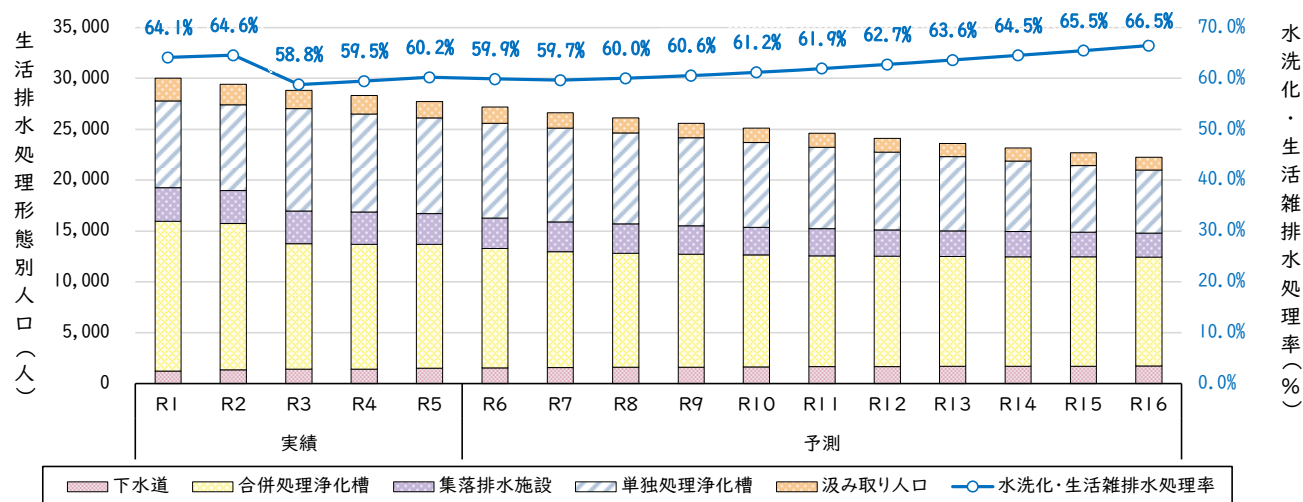
◎生活排水処理の目標

本市の生活排水処理率は、令和16年度に約66.5%となることを目標とします。

項目 / 年度		令和元年度※ ¹	令和5年度	令和16年度
計画処理区域内人口 (A)	目標	30,426 人	—	22,237 人※ ²
	実績・予測	30,048 人	27,721 人	
水洗化・生活雑排水処理人口 (B)	目標	20,660 人	—	14,779 人
	実績・予測	19,271 人	16,699 人	14,779 人※ ³
水洗化・生活雑排水処理率 (B/A)	目標	67.9%	—	66.5%
	実績・予測	64.1%	60.2%	66.5%

- ※¹ 令和元年度の目標値は、前回計画策定時の目標値
- ※² 計画処理区域内人口は、ごみ処理基本計画の行政区域内人口と同値です。
- ※³ 令和16年度の実績値は、予測値です。

◆生活排水処理形態別人口(予測)



09 生活排水処理の基本施策

◎収集運搬計画・施設整備計画

水洗化・生活雑排水処理率の向上

本市では、水洗化・生活雑排水処理率向上のために、補助事業などによる合併処理浄化槽の設置促進に努めます。また、単独処理浄化槽に対しては、集合処理施設への速やかな接続、又は合併処理浄化槽への転換を促進します。

適正な処理体制の維持

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法（昭和 50 年 5 月 23 日施行）」に基づき、平成 30 年度に市合理化事業計画を策定しました。今後も継続してし尿等の収集運搬業務の安定を保持するとともに、廃棄物の適正な処理に努めます。

し尿処理手数料の見直し

し尿、浄化槽汚泥の収集手数料に関して、他自治体の手数料や、公共下水道、農業集落排水との料金比較などを行い、今後も適正なし尿収集手数料及び浄化槽汚泥手数料の設定に努めます。

◎その他生活排水の処理に関して必要な事項

広報・啓発活動

生活排水対策の必要性、浄化槽管理の重要性等について、住民への周知を図るため、定期的に広報紙などによる啓発活動を実施します。

浄化槽の管理については、定期的な保守点検、清掃及び法定検査について周知を行います。

地域に関する計画との関係

地域の生活排水関連施設整備計画等との整合性を図り、し尿及び浄化槽汚泥の適正処理のための方策を講じていきます。

地域の開発計画等の策定に関しては、生活排水処理計画に基づき、合併処理浄化槽の設置等、生活排水の適正処理を指導していきます。